

平成 30 年度第 2 回富良野市中小企業振興促進審議会議事録

日 時) 平成 30 年 12 月 10 日 (月) 午後 2 時 55 分～午後 4 時 55 分

場 所) 富良野市役所大会議室

出席委員) 平沢幸雄、大玉英史、杉谷久己、奈良定雄、佐藤仁寿、荒木美恵子

事務局) 後藤部長、本田課長、澤田係長、増田

1. 開会 (本田課長)

- ・ 本日は、審議委員 6 人が出席をいただいている。富良野市中小企業振興条例施行規則第 16 条の規定に基づき、会議が成立していることを報告する。

2. 市長挨拶 (北市長公務により欠席の為、石井副市長より挨拶)

- ・ 前回の第 1 回審議会では、市の融資制度の改正について、ご審議、答申をいただきお礼申し上げます。本日は、中小企業振興総合補助金の制度改正につきまして、改めて諮問させていただき、委員の皆さんにご審議いただくものでございます。
- ・ 富良野市中小企業振興総合補助制度については、平成 24 年度から全面的に改正し、融資制度、また補助金制度について、委員の皆さんからのご助言をいただき、中小企業者にとってより使いやすい制度となってきております。
- ・ 平成 24 年度からこれまでに、開業支援として 48 件の実績を挙げてきており、フランマルシェの開業効果と合わせて、店舗改修や家賃補助など本事業によってまちなかの空き店舗の抑制にもつながっています。
- ・ 事業者ニーズに即した制度改正について、本日の審議会でご審議いただき、商工業発展に寄与できるようご協力宜しくお願い致します。

3. 会長挨拶

- ・ 本日 2 回目の審議会ということで、委員の皆さんにはお忙しいところご参集いただきお礼申し上げます。また、前回の融資制度改正に関する審議においては、皆さんからのご意見ご提言を賜りながら、答申することができましたことに改めて感謝申し上げます。
- ・ 本日は、中小企業振興総合補助金の制度改正に関する審議ということで、新たに創設する制度内容も含まれており、委員の皆様には改めて慎重審議をお願いする次第であります。市長から諮問を受けました中小企業振興対策としての補助金制度の改正について、様々な立場から議論いただき、審議会として最終的な結論を出していきたいと考えますので、ご協力宜しく申し上げます。

4. 報告事項

(平沢会長)

- ・ 報告事項について事務局から報告願います。

(事務局より報告事項の説明)

(平沢会長)

- ・ただいまの報告事項について、質疑ありませんか。
－質疑無し－

5. 議事

議案第 1 号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

(Ⅰ 諮問事項、Ⅱ 富良野市中小企業資金融資制度の改正(案)について、事務局より説明、以下質疑)

(大玉委員)

- ・事業拡大支援事業の改正について、メイドインフラノ枠の考え方として、既存制度の限度額(30万円)以内でもう一度利用できるという意味なのか。それとも回数自体が増えるという意味なのか。

(事務局)

- ・現行の事業は、1事業者につき1回限り活用できるもので、その場合限度額以内であれば何回でもというものではない。今回の改正に伴うメイドイン枠は、これとは別にさらにもう1回活用できるものであり、さらに通常は限度額30万円だが、機械装置の購入に伴い補助対象経費が100万円以上となるような場合は、限度額を50万円まで引き上げて支援する内容である。

(荒木委員)

- ・メイドインフラノ枠の判断基準は何なのか。誰が認定するのか。

(事務局)

- ・原則として富良野沿線で生産された農産物を原材料として、市内で加工・製造された商品を対象としており、学識経験者等の委員による認定審査会を開催して、成分分析や食味等の審査を経て認定されるものであり、これまで2回の審査会により31品目が認定を受けている。

(荒木委員)

- ・ロゴマークのシールが付いている認定品が富良野産で、認定を受けていないものは富良野産でないという捉え方をされるのではないか。

(平沢会長)

- ・メイドインフラノにおける地元産品の考え方とあわせて、認定を受けた商品のPRも含めて多くの市民にまずは知っていただく必要があり、一部の人のみによる認証制度とならないようにしていただきたい。

(事務局)

- ・認証制度が始まってから、まだ事業者や消費者への周知が十分進んでいない状況にあり、ホームページやリーフレットの活用やセミナーの開催により制度内容の事業者全体への浸透を図り、消費者の理解も得ながら制度を運用していきたい。

(奈良委員)

- ・今回のUIターンの制度自体はよいと思うが、UIターンの線引き、境界をどう考え

ているか。対象範囲がせまいのではないか。富良野から外に出さないような施策や地元に残る人への支援はどう考えるか。市外から富良野へ来る人の話の中では家賃が高いという話はよく聞く。個人事業者の場合は、住宅手当をもともと設けていない場合がほとんどであり、賃金で出すか手当で出すかの違いである。

(事務局)

- ・制度創設の背景として、基本的には富良野出身者を含めた域外からの UI ターン者の受入、定住による人口減少対策、家賃助成を行うことで企業への定着による人材確保をねらいとしている。また、求職者からみて魅力ある企業として福利厚生制度の充実が必要であると考えており、市内事業者への住宅手当制度の普及のきっかけとなるよう事業設計をしている。

(平沢会長)

- ・市内企業で住宅手当制度を持っている企業が非常に少ない現状を改めて認識した。企業側もこの機会に制度の充実を図っていただくことが必要と思われる。
- ・この UI ターンに対する補助事業は、様々な対象のケースが想定され、事業を開始してみないとわからない部分も多いと思われる。色々な課題を想定しながら議論が必要である。

(佐藤仁寿委員)

- ・生産年齢人口の減少は喫緊の課題である。市内高校卒業者の 5 割が市外へ出て行くのが現状であり、市と企業がタッグを組んで今回のような事業に取り組むのは大変良いことだと思う。
- ・対象者の要件として、ホテル旅館、介護事業所において市内に本社を持たない事業所の取り扱いがあるが、人手不足の影響を配慮したものか。また、会社が自己所有する社宅や寮は対象外としているが、グループ企業が所有している物件への入居はどうか。

(事務局)

- ・基幹産業である観光業での雇用面や最近の市内でのホテル建設が急増し、人材確保が一層厳しくなる情勢や介護事業所においても市民生活にかかわりが深い業種であり、人手の確保が急務であることを勘案している。
- ・企業が賃貸物件を所有するグループ企業と賃貸契約を結んで家賃を支払っている形態であれば対象となる。

(平沢会長)

- ・労働力不足を補う為に外国人労働者の受入が国によって法整備されようとしている。市内事業所での外国人労働者の受入についても検討されたい。

(杉谷委員)

- ・入居する従業員は正社員でなければならないか。

(事務局)

- ・原則として常用労働者を対象としている。

(荒木委員)

- ・年齢が 40 代以上や派遣社員として雇用した場合は対象とならないのか。

(事務局)

- ・生産年齢人口の中でも 30 代以下の若年労働者の人材確保を見込んでおり、基本的には正社員雇用した場合に限り、補助対象とする。

(平沢会長)

- ・本日の審議では事務局から制度の詳細について説明を受け、内容の全てを把握することも難しいことから、認識を深めるためにも時間を置いて、再度議論が必要と思うがいかがか。

(杉谷委員)

- ・制度をスタートしてからは、なかなかその後追加・修正することも難しいので、もう少し内容を精査したほうがいい。今回欠席した委員もいることから、改めて審議の場を設けたほうがよい。

(平沢会長)

- ・それでは、今回の議論については事務局側で一旦まとめていただき、次回の審議会を開催した中で答申へ向けた意見集約をしていくことでよいか。
ー委員全員了承ー

6. その他

- ・特に無し

7. 閉会（午後 4 時 55 分終了）